

香川県県税事務所規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第26号

香川県県税事務所規則

香川県県税事務所規則（平成14年香川県規則第48号）の全部を改正する。

（部の設置）

第1条 香川県県税事務所（以下「県税事務所」という。）に、総務・課税部及び納税部を置く。

（各部の分掌事務）

第2条 総務・課税部の分掌事務は、財務、職員及び文書並びに県税の賦課等に関することとする。

2 納税部の分掌事務は、県税の徴収、滞納処分等に関することとする。

（課の設置）

第3条 総務・課税部に総務課、課税課、自動車税課及び軽油引取税課を置き、納税部に特別整理対策課及び滞納整理課を置く。

（各課の分掌事務）

第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 職員の身分、服務及び給与に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 庁舎その他の県税事務所所管の財産の管理に関すること。
- (7) 県税及び地方法人特別税並びにこれらの延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「県税等」という。）の収納事務に関すること。
- (8) 県税その他の徴収金の決算に関すること。

- (9) 個人県民税に関する事。
- (10) 県民税利子割の賦課に関する事。
- (11) 県民税配当割の賦課に関する事。
- (12) 県民税株式等譲渡所得割の賦課に関する事。
- (13) 納税貯蓄組合及び納税貯蓄組合連合会に関する事。
- (14) その他他課の所掌に属しない事項に関する事。

2 課税課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法人県民税の賦課に関する事。
- (2) 法人事業税の賦課に関する事。
- (3) 個人事業税の賦課に関する事。
- (4) 不動産取得税の賦課に関する事。
- (5) 県たばこ税の賦課に関する事。
- (6) ゴルフ場利用税の賦課に関する事。
- (7) 鉾区税の賦課に関する事。
- (8) 狩猟税の賦課に関する事。
- (9) 地方法人特別税の賦課に関する事。

3 自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車取得税及び自動車税の賦課に関する事。
- (2) 自動車取得税及び自動車税の証紙徴収等に関する事。

4 軽油引取税課の分掌事務は、軽油引取税の賦課に関する事とする。

5 特別整理対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税等の徴収及び滞納処分のうち高額又は困難なものに関する事。(自動車税課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 個人県民税及び市町村税の徴収及び滞納処分の支援に関する事。

6 滞納整理課の分掌事務は、県税等の徴収及び滞納処分に関する事(自動車税課及び特別整理対策課の所掌に属するものを除く。)とする。

(職員)

第5条 県税事務所に、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 部長
- (3) 課長
- (4) 副主幹
- (5) 主任
- (6) その他の職員

(職務)

第6条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 部長は、上司の命を受けて部に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 課長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 5 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、県税事務所の事務の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。